

平成 21 年 3 月 26 日

「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」発出

3 月 2 6 日付けで、厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長あて基発第 0326002 号「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」が発出され具体的なメンタルヘルス対策の推進について示されました。